

2023年漁業センサス結果の概要

令和 7 年 7 月 公表

ー 熊本県の海面漁業経営体は 5 年前に比べ23.4%減少 ー

2023 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産流通・加工業等の漁業をとりまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として5年ごとに行われており、令和5年（2023年）は第15回目にあたります。

【調査結果の概要】

1 海面漁業

(1) 漁業経営体調査結果

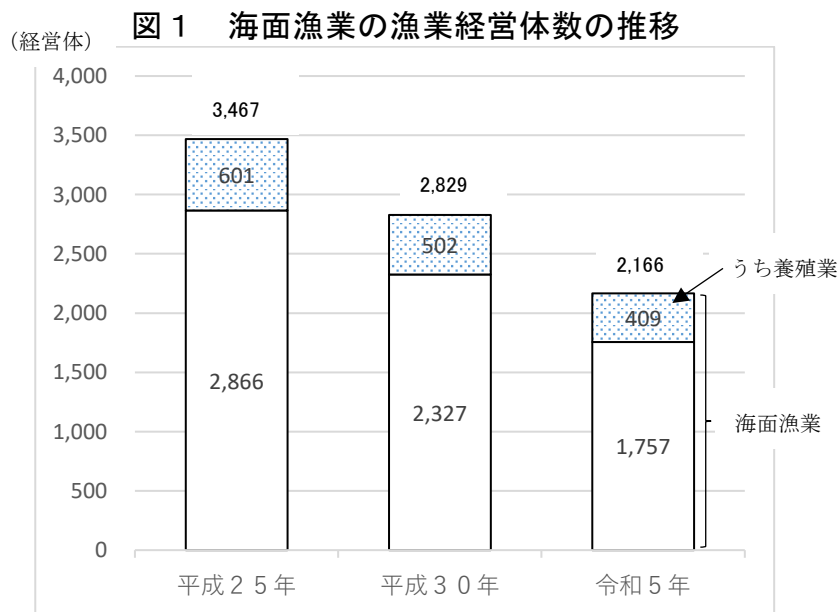
ア 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収獲物をいいます。以下同じ。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいいます。（ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。詳細は、次のURLの「用語の解説」を参照。）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo/index.html>

熊本県の海面漁業の漁業経営体数（令和5年11月1日現在）は2,166経営体で、5年前に比べ663経営体（23.4%）減少しました。

このうち、主として海面養殖業を営んだ漁業経営体数は409経営体で、5年前に比べ93経営体（18.5%）の減少となっており、漁業経営体全体よりも減少幅が小さくなっています。



これを漁業層別にみると、沿岸漁業層は2,086経営体で644経営体（23.6％）減少しました。このうち、海面養殖層は409経営体、海面養殖層以外の沿岸漁業層は1,677経営体で、5年前に比べそれぞれ93経営体（18.5％）、551経営体（24.7％）減少しました。

表 1 漁業層別漁業経営体数

区分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%
計	2,829	2,166	△ 23.4
1) 沿岸漁業層	2,730	2,086	△ 23.6
海面養殖層	502	409	△ 18.5
上記以外の沿岸漁業層	2,228	1,677	△ 24.7
2) 中小漁業層	99	80	△ 19.2
3) 大規模漁業層	-	-	-

注：表中の「△」は減少したものを示します（以下同じ。）。

1) は、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものです。

2) は、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものです。

3) は、動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものです。

経営組織別にみると、個人経営体は2,068経営体で、5年前に比べ666経営体（24.4％）減少しました。団体経営体は98経営体で、5年前に比べ3経営体（3.2％）増加しました。

表 2 経営組織別漁業経営体数

区分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%
計	2,829	2,166	△ 23.4
個人経営体	2,734	2,068	△ 24.4
団体経営体	95	98	3.2
会社	78	87	11.5
漁業協同組合	4	4	0
漁業生産組合	2	2	-
共同経営	10	5	△ 50.0
その他	1	-	0

注：漁業協同組合には、漁業協同組合の支所等によるものを含みます（以下同じ。）。

営んだ漁業種類別にみると、その他の釣が751経営体と最も多く、次いでその他の漁業が528経営体、採貝・採藻が456経営体となっており、5年前に比べそれぞれ209経営体（21.8%）、112経営体（17.5%）、210経営体（31.5%）減少しました。

表3 営んだ漁業種類別漁業経営体数（複数回答）

区分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)	区分	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/ 平成30年)
	経営体	経営体	%		経営体	経営体	%
計（実数）	2,829	2,166	-23.4	釣			
底引き網				遠洋かつお一本釣	-	-	nc
遠洋底びき網	-	-	nc	近海かつお一本釣	-	-	nc
以西底びき網	-	-	nc	沿岸かつお一本釣	-	14	nc
沖合底びき網1 そうびき	-	-	nc	遠洋・近海いか釣	-	4	nc
沖合底びき網2 そうびき	-	-	nc	沿岸いか釣	110	92	△ 16.4
小型底びき網	131	76	△ 42.0	ひき縄釣	96	182	89.6
				その他の釣	960	751	△ 21.8
船びき網	107	64	△ 40.2	小型捕鯨	-	-	nc
まき網				潜水器漁業	8	14	75.0
大中型まき網				採貝・採藻	666	456	△ 31.5
1 そうまき遠洋	-	-	nc	その他の漁業	640	528	△ 17.5
かつお・まぐろ	-	-	nc				
1 そうまきその他	-	-	nc	海面養殖			
2 そうまき	-	-	nc	魚類養殖			
中・小型まき網	18	11	△ 38.9	ぎんざけ養殖	1	1	0.0
				ぶり類養殖	27	24	△ 11.1
刺網				まだい養殖	51	36	△ 29.4
さけ・ます流し網	-	-	nc	ひらめ養殖	4	4	0.0
かじき等流し網	-	-	nc	とらふぐ養殖	18	13	△ 27.8
その他の刺網	609	432	△ 29.1	くろまぐろ養殖	2	-	nc
				にじます養殖	...	-	nc
さんま棒受網	-	-	nc	その他のさけ・ます養殖	...	-	nc
大型定置網	2	2	0.0	その他の魚類養殖	41	27	△ 34.1
さけ定置網	-	-	nc	ほたてがい養殖	-	-	nc
小型定置網	79	66	△ 16.5	かき類養殖	27	18	△ 33.3
その他の網漁業	224	270	20.5	その他の貝類養殖	37	28	△ 24.3
				くるまえび養殖	34	22	△ 35.3
はえ縄				ほや類養殖	-	1	nc
遠洋まぐろはえ縄	-	-	nc	その他の水産動物類養殖	4	5	25.0
近海まぐろはえ縄	-	-	nc	こんぶ類養殖	3	-	nc
沿岸まぐろはえ縄	-	-	nc	わかめ類養殖	58	14	△ 75.9
その他のはえ縄	186	144	△ 22.6	のり類養殖	354	296	△ 16.4
				その他の海藻類養殖	3	23	666.7
				真珠養殖	15	14	△ 6.7
				真珠母貝養殖	5	8	60.0

- 注：1 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいます。
- 2 令和5年調査において「1 そうまきその他」は「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を、「遠洋・近海いか釣」は「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を統合して調査項目として設定しました。また、対前回増減率はそれぞれ平成30年値を合計し算出しました。
- 3 表中の「-」は事実のないものを示します（以下同じ。）。
- 4 表中の「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示します（以下同じ。）。
- 5 表中の「nc」は計算不能を示します（以下同じ。）。
- 6 複数回答の項目は、計（実数）と内訳の計は一致しません（以下同じ。）。

漁獲物・収獲物の販売金額規模別に増減率をみると、5年前に比べ5,000万～1億、1億～5億円の各階層で漁業経営体数が増加しました。

表4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

区分	計	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～5,000	5,000万～1億	1～5	5～10	10億円以上
数（経営体）										
平成30年	2,829	1,195	972	171	123	199	125	32	9	3
令和5年	2,166	996	608	149	77	146	143	37	6	4
対前回増減率（％）	△ 23.4	△ 16.7	△ 37.4	△ 12.9	△ 37.4	△ 26.6	14.4	15.6	△ 33.3	33.3
構成比（％）										
平成30年	100.0	42.3	34.4	6.1	4.3	7.0	4.4	1.1	0.3	0.1
令和5年	100.0	46.0	28.1	6.9	3.5	6.7	6.6	1.7	0.3	0.2

注：1 「100万円未満」は、「販売金額なし」を含みます。

2 構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります（以下同じ。）。

イ 労働力

(ア) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいいます。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含まれます。

漁業従事役員とは、団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいいます。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めません。

漁業従事世帯員・役員数は3,410人であり、5年前に比べ1,254人（26.9％）減少しました。このうち漁業従事世帯員は3,207人、漁業従事役員は203人となっており、5年前に比べ漁業従事世帯員は1,271人（28.4％）減少し、漁業従事役員は17人（9.1％）増加しました。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は65歳以上が1,825人で全体の56.9％を占める一方、漁業従事役員は64歳以下が161人で全体の79.3％を占めています。

表5 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

区分		計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
数（人）										
平成30年	計	4,664	125	264	453	771	613	747	678	1,013
	漁業従事世帯員	4,478	119	242	414	720	587	733	665	998
	漁業従事役員	186	6	22	39	51	26	14	13	15
令和5年	計	3,410	97	197	371	519	359	506	568	793
	漁業従事世帯員	3,207	91	172	319	466	334	490	555	780
	漁業従事役員	203	6	25	52	53	25	16	13	13
対前回増減率（％）計		△ 26.9	△ 22.4	△ 25.4	△ 18.1	△ 32.7	△ 41.4	△ 32.3	△ 16.2	△ 21.7
		△ 28.4	△ 23.5	△ 28.9	△ 22.9	△ 35.3	△ 43.1	△ 33.2	△ 16.5	△ 21.8
		9.1	0.0	13.6	33.3	3.9	△ 3.8	14.3	0.0	△ 13.3
構成比（％）										
平成30年	計	100.0	2.7	5.7	9.7	16.5	13.1	16.0	14.6	21.7
	漁業従事世帯員	100.0	2.7	5.4	9.2	16.1	13.1	16.4	14.8	22.3
	漁業従事役員	100.0	3.2	11.8	21.0	27.4	14.0	7.5	7.0	8.1
令和5年	計	100.0	2.8	5.8	10.9	15.2	10.5	14.8	16.7	23.3
	漁業従事世帯員	100.0	2.8	5.4	10.0	14.5	10.4	15.3	17.3	24.3
	漁業従事役員	100.0	3.0	12.3	25.6	26.1	12.3	7.9	6.4	6.4

(イ) 責任のある者の状況

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいいます。
なお、団体経営体においては、(ア)の漁業従事役員に同じです。

a 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は2,574人であり、5年前に比べ880人(25.5%)減少しました。このうち個人経営体は2,371人、団体経営体は203人となっており、5年前に比べそれぞれ897人(27.4%)の減少、17人(9.1%)の増加でした。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では65歳以上が1,441人で全体の60.8%を占める一方、団体経営体では64歳以下が161人で全体の79.3%を占めました。

表6 年齢階層別責任のある者数

区分		計	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
数(人)										
平成30年	計	3,454	43	153	327	602	465	577	509	778
	個人経営体	3,268	37	131	288	551	439	563	496	763
	団体経営体	186	6	22	39	51	26	14	13	15
令和5年	計	2,574	34	116	270	385	286	384	463	636
	個人経営体	2,371	28	91	218	332	261	368	450	623
	団体経営体	203	6	25	52	53	25	16	13	13
対前回増減率(%)	計	△ 25.5	△ 20.9	△ 24.2	△ 17.4	△ 36.0	△ 38.5	△ 33.4	△ 9.0	△ 18.3
	個人経営体	△ 27.4	△ 24.3	△ 30.5	△ 24.3	△ 39.7	△ 40.5	△ 34.6	△ 9.3	△ 18.3
	団体経営体	9.1	0.0	13.6	33.3	3.9	△ 3.8	14.3	0.0	△ 13.3
構成比(%)										
平成30年	計	100.0	1.2	4.4	9.5	17.4	13.5	16.7	14.8	22.5
	個人経営体	100.0	1.1	4.0	8.8	16.9	13.5	17.2	15.2	23.3
	団体経営体	100.0	3.2	11.8	21.0	27.4	14.0	7.5	7.0	8.1
令和5年	計	100.0	1.3	4.5	10.5	15.0	11.1	14.9	18.0	24.7
	個人経営体	100.0	1.2	3.8	9.2	14.0	11.0	15.5	19.0	26.3
	団体経営体	100.0	3.0	12.3	25.6	26.1	12.3	7.9	6.4	6.4

b 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が103人、養殖場長が62人、船長が58人となっており、5年前に比べそれぞれ3人(3.0%)、17人(37.8%)、27人(87.1%)それぞれ増加しました。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が59.1歳と5年前と同じであったが、その他ほとんどの役職で平均年齢が下がりました。

表7 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答)

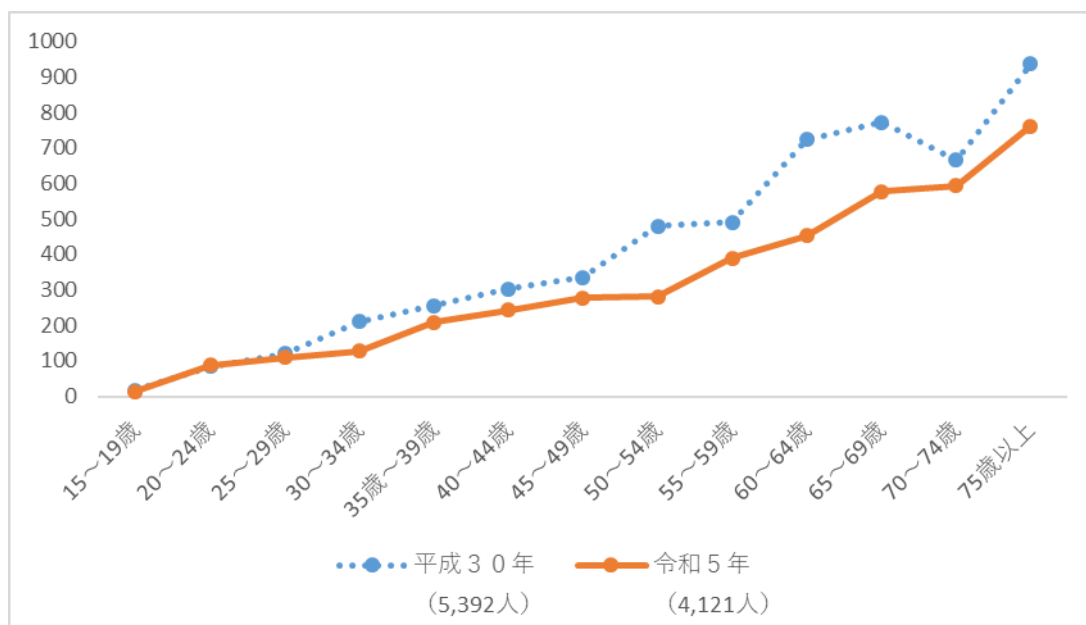
区分	計	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業において責任のある者
			魚ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
数(人)								
平成30年	186	100	22	31	4	45	65	71
令和5年	203	103	27	58	8	62	34	82
対前回増減率(%)	9.1	3.0	22.7	87.1	100.0	37.8	△ 47.7	15.5
平均年齢(歳)								
平成30年	-	59.1	56.7	55.4	55.3	52.2	52.8	57.8
令和5年	-	59.1	54.7	51.4	55.2	51.9	53.6	56.4

(ウ) 漁業就業者数

〔 漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいいます。 〕

漁業就業者数は4,121人で、5年前に比べ1,271人（23.6%）減少しました。
これを年齢階層別にみると、5年前に比べ全ての階層で減少しており、60歳～69歳の階層で大きく減少しました。

図2 年齢階層別漁業就業者数の推移



ウ 漁業経営の取組

(ア) 漁獲・収獲した水産物の輸出

〔 海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収獲した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいいます。
なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含まれます。 〕

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は13経営体で、全体の0.6%となっています。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は7経営体で、全体の0.3%となっています。

表8 漁獲・収獲した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
数（経営体）	2,166	13	7	6	2,153
割合（%）	100.0	0.6	0.3	0.3	99.4

(イ) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいいます。
調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含まれます。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は18経営体で、全体の0.8%となっています。

このうち、ME L (Marine Eco-Label Japan) の認証を取得している漁業経営体は17経営体で、全体の0.8%となっている。

表 9 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

区分	計	取得している（複数回答）							取得していない
		小計（実数）	ME L	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL B. A. P.	
数（経営体）	2,166	18	17	1	1	-	-	-	2,148
割合（%）	100.0	0.8	0.8	0.0	0.0	-	-	-	99.2

(ウ) 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいいます。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

漁業共済に加入している漁業経営体は602経営体となっています。

このうち、積立ぷらすに加入している漁業経営体は363経営体となっています。

表10 漁業共済の加入状況

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぷらすに加入している	積立ぷらすに加入していない	
数（経営体）	2,166	602	363	239	1,564

エ 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査期日現在で保有している漁船の総隻数は船外機付漁船、無動力漁船を含め、4,006隻で、5年前に比べ794隻（16.5％）減少しました。

このうち動力漁船は2,262隻で、これを販売金額1位の漁業種類別にみると、釣が516隻と最も多く、次いでのり類養殖が463隻、刺網が235隻となっている。

表11 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

区分	隻数		
	平成30年	令和5年	対前回増減率 (令和5年/平成30年)
	隻	隻	%
計(漁船種類別)	4,800	4,006	△ 16.5
無動力漁船	206	235	14.1
船外機付漁船	2,003	1,509	△ 24.7
動力漁船	2,591	2,262	△ 12.7
小計(販売金額1位の漁業種類別)	2,591	2,262	△ 13
底引き網	95	61	△ 36
船びき網	159	97	△ 39
まき網	35	35	0
刺網	330	235	△ 29
さんま棒受網	－	－	－
大型定置網	2	5	150
さけ定置網	－	－	－
小型定置網	68	45	△ 34
その他の網漁業	103	155	50
はえ縄	132	89	△ 33
釣	665	516	△ 22
小型捕鯨	－	－	－
潜水器漁業	4	6	50
採貝・採藻	68	62	△ 9
その他の漁業	264	221	△ 16
海面養殖			
ぎんざけ養殖	－	－	－
ぶり類養殖	56	73	30
まだい養殖	116	91	△ 22
ひらめ養殖	－	－	－
とらふぐ養殖	32	17	△ 47
くろまぐろ養殖	3	－	0
にじます養殖	…	－	0
その他のさけ・ます養殖	…	－	0
その他の魚類養殖	24	11	△ 54
ほたてがい養殖	－	－	0
かき類養殖	6	10	67
その他の貝類養殖	12	13	8
くるまえび養殖	2	4	100
ほや類養殖	－	－	0
その他の水産動物類養殖	3	2	△ 33
こんぶ類養殖	－	－	0
わかめ類養殖	26	6	△ 77
のり類養殖	361	463	28
その他の海藻類養殖	－	9	－
真珠養殖	25	36	44
真珠母貝養殖	－	－	－

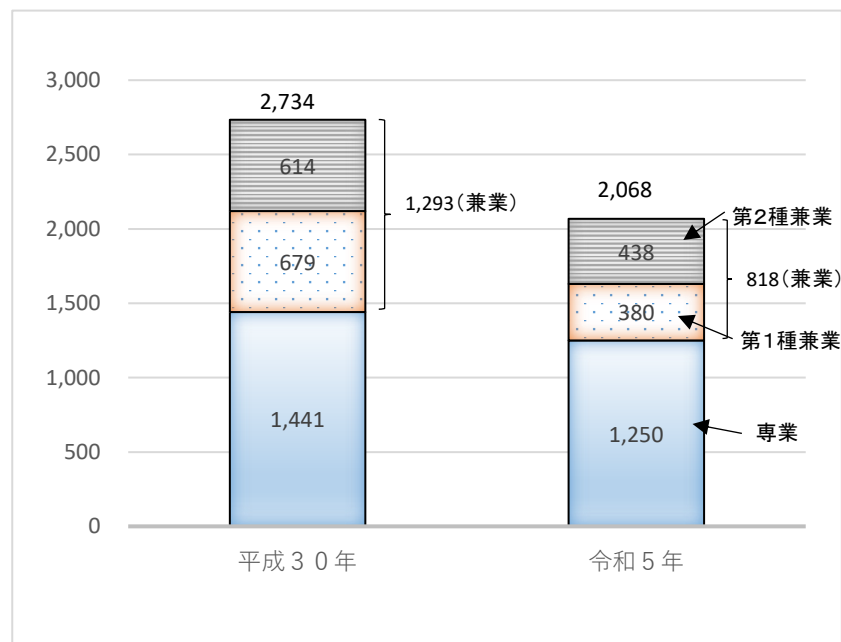
注： 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいます。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出しました。

オ 個人経営体

(ア) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は1,250経営体、兼業は818経営体で、5年前に比べそれぞれ191経営体（13.6%）、475経営体（36.7%）減少した。

図3 専兼業別漁業経営体数



【統計表】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001226163&cycle=0>

【調査の概要】

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/gaiyou/index.html#1>

【調査結果の主な利活用】

- ・ 総務省が行う「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づく普通交付税の水産行政費（経常経費、投資的経費）の算定の際に利用
- ・ 「漁業法」（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する交付金の算定の際に利用
- ・ 都道府県、市区町村における、水産施策の企画・立案の基礎資料に活用
- ・ 各種水産統計調査の母集団情報として利用



漁業センサス



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



SAFF

データの力で。
農林水産統計
Statistics of Agriculture,
Forestry and Fisheries

お問合せ先

◎本統計調査結果について

熊本県企画振興部交通政策・統計局

統計調査課 国勢調査・生活統計班

電話：（直通）096-333-2178